

企画競争実施の公示

令和6年2月5日

国土交通省観光庁観光資源課長 竹内 大一郎

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 地域観光資源の多言語解説整備支援事業
- (2) 業務内容 本事業は、我が国固有の様々な文化や自然などの魅力について、外国人観光客等に理解しやすく魅力を伝える解説文を整備し、そのノウハウを他地域へ展開することで、多言語解説整備推進を図るものである。そのため、関係省庁等と連携して、多言語解説の専門人材のリスト化、派遣体制の構築、英語解説文作成等の支援、日本語原稿からの単純翻訳ではない英語解説文作成に関するノウハウの蓄積を行うと共に、中国語及び韓国語解説文作成に関するノウハウの蓄積も実施する。本事業は、「世界遺産」、「国立公園」、「国宝（建造物）等文化財」、「ユネスコ無形文化遺産」「重要伝統的建造物群保存地区」等の観光資源を念頭に訪日外国人旅行者にとって魅力的な解説文の更なる整備に資する方策について調査研究を実施する。
- (3) 履行期限 令和7年3月31日(月曜日)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

- (1) 担当課等
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館15F
観光庁 観光地域振興部 観光資源課 中臺、中本、瀧間、大和田
電子メールアドレス：hqt-tagengo@mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和6年2月5日(月曜日)から令和6年3月18日(月曜日)まで。
説明書の交付を希望する場合は、(1)の担当まで電子メールにて連絡を行うこと。
注：電子メールの件名の冒頭に、必ず「【企画競争説明書交付】」と付記してください。
- (3) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限
持参又は郵送（書留郵便に限る）に限る。(1)に同じ。
令和6年3月18日(月曜日)17時00分まで
- (4) 説明会実施の有無
無。
説明書について、よくご確認いただいた上で、ご不明な点がある場合には、上記(1)までお問合せください。なお、お問合せは電子メールにてお願いします。件名は必ず「地域観光資源の多言語解説整備支援事業に係る企画競争説明書について」としてください。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
無。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、本業務の契約手続は令和6年度予算の成立を条件とし、契約締結及び業務の実施は予算成立後に行うこととする。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は説明書による。

以上